

## 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出と申出

### ○趣旨

道路、公園、緑地その他の公共施設の計画的な整備等のため、届出された土地の取得を必要とする地方公共団体等が民間の取引に先立って買い取り協議の機会を与え、公有地の計画的な拡大を促進しようとした法律です。

### ○公拡法第4条による届出

一定の要件に該当する和歌山市内の土地を有償譲渡しようとする場合、土地所有者は契約締結前に和歌山市長あて届け出ることが義務付けられています。地方公共団体等はその土地の買取りを希望する場合、優先的に買取りの協議を行うことができます。

届出が必要とされる土地		
都市計画施設の区域内の土地 道路，都市公園，河川等の予定地 先買い区画整理事業等の施行区域内の土地		200㎡以上
その他の土地	市街化区域内の土地	5,000㎡以上
	市街化調整区域内の土地	届出不要

※届出提出時期は、契約の3週間前までに届出

### ○公拡法第5条による申出

和歌山市内の一定規模以上の土地所有者は、積極的に地方公共団体等への売渡しを希望する旨を申し出ることができます。

申出ができる土地	
和歌山市内の土地	200㎡以上

### ○届出・申出における提出書類

- ・ 土地有償譲渡届出書（4条関係）  
※3部提出（コピー不可）

### ○申出における提出書類

- ・ 土地買取希望申出書（5条関係）  
※3部提出（コピー不可）

《添付書類》※3部提出（コピー可）

- ・ 位置図
- ・ 公図
- ・ 実測図（地積測量図）
- ・ 土地全部事項証明書
- ・ 建物全部事項証明書